

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の防犯に関する設備を設置し、又は防犯対策物品を購入した区民等に対し、その費用の一部を補助することにより、区民の防犯意識の高まりをとらえ、多種多様な防犯対策を推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「本補助金」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者（以下「補助対象者」という。）に交付する。

(1) 住宅（足立区の区域内に存するものに限る。以下同じ。）に対する防犯設備の設置
当該住宅に居住する区民

(2) 自己が保有する自転車、バイク及び自動車の防犯対策に係る物品（以下「防犯物品」という。）の購入
当該防犯物品を購入した区民

(3) 共同住宅（足立区の区域内に存するものに限る。以下同じ。）に対する防犯設備の設置
次に掲げる者

ア 共同住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅及びこれに準ずる住宅を除く。以下この号において同じ。）の所有者、当該共同住宅の管理組合、当該共同住宅に居住する者が加入する自治会その他の当該共同住宅の管理を担うもの

イ 共同住宅の販売者又は施工者（新たに建築する共同住宅に防犯設備を設置する場合に限る。）

ウ 公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅又はこれに準ずる住宅に居住する者が加入する、自治会その他の当該公営住宅又はこれに準ずる住宅の管理を担う団体であって、当該公営住宅又はこれに準ずる住宅の居住者によって構成されるもの

(補助金の交付対象等)

第3条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1から第3までの補助対象欄に掲げる防犯設備の設置又は防犯物品の購入のうち、当該年度内に施工又は購入が完結するものに係る費用（当該防犯設備の設置に係る工事費等を含む。）とする。ただし、区長が、刑法犯を未然に防止するため特に必要と認めるときは、別表第1から第3までに掲げるものに該当しない場合であっても、本補助金の交付対象とすることができる。

2 共同住宅に対する防犯設備の設置における防犯カメラの設置上限は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、建物の形状により、防犯上効果的であると区長が認める場合は、区長が認めた必要最小限の台数を上限とすることができる。

(補助金の金額等)

第4条 本補助金の交付額は、当該補助対象経費に別表第1から第3までに掲げる補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が別表第1から第3までに掲げる補助上限額を超えるときは、当該補助上限額を本補助金の交付額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の防犯上効果的であると区長が認める場合におけ

る、共同住宅に対する防犯設備の設置に係る補助上限額は、別表第3に掲げる補助上限額に、同表に掲げる上限台数を超過して設置する防犯カメラの台数に3万円を乗じた額を加えた額とする。

3 本補助金の交付は、別表第1から第3までに掲げる項目数等を限度とする。

4 別表第1から第3までの補助対象欄に掲げる防犯設備の設置又は防犯物品の購入を行ったとして既に本補助金の交付を受けた項目があるものについては、再度補助を受けることができない。ただし、当該設置した防犯設備又は購入した防犯物品が犯罪被害に遭い紛失し、又は毀損した場合において、再度補助することが妥当と認められるときは、再度交付することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる補助対象の区分に応じ、当該各号に定める交付申請書等を提出することにより申請するものとする。

(1) 住宅に対する防犯設備の設置 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書(防犯設備の設置)(別記第1号様式の1)及び次に掲げる書類

ア 防犯設備の製品名(型番)、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し

イ 申請者の本人確認書類(氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書)の写し

ウ 施工後又は設置後の写真

エ 防犯カメラを設置する場合にあっては、当該防犯カメラの設置工事の内容が確認できるカタログ、設置箇所がわかる図面及び写真

オ 録画機能付きインターホンの取付け又は交換をする場合にあっては、当該録画機能が動画又は静止画のいずれであるかを確認できるカタログその他の区長が必要と認めた書類

(2) 防犯物品の購入 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書(防犯物品)(別記第1号様式の2)及び次に掲げる書類

ア 購入した物品の内容、購入日、支払金額、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し

イ 申請者の本人確認書類の写し(氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書)

ウ 購入した防犯物品の設置後の写真その他の区長が必要と認める書類

(3) 共同住宅に対する防犯設備の設置 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書(共同住宅に対する防犯設備の設置)(別記第1号様式の3)及び次に掲げる書類

ア 防犯設備の設置に係る工事等の内容が分かるカタログ、図面、写真、その施工予定日又は購入予定日、支払予定金額等が記載された見積書その他の書類の写し

イ 申請者(申請者が法人等である場合にあっては、当該法人等の代表者)の本人確認書類(氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書)の写し

ウ 申請者が当該共同住宅を所有等していることが分かる書類(登記記録、管理会社との契約書等)の写し

(4) 第3条第1項ただし書の規定により補助対象となる物品等 足立区防犯対策に係

る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（その他物品）（別記第1号様式の4）及び次に掲げる書類

ア 当該物品等の内容が分かるカタログ、図面、写真、その施工予定日又は購入予定日、支払予定金額等が記載された見積書その他の書類の写し

イ 申請者（申請者が法人等である場合にあっては、当該法人等の代表者）の本人確認書類の写し

ウ 施工後又は設置後の写真その他の区長が必要と認める書類

2 前項の規定による本補助金の申請は、区長が別に定める期間内に行わなければならない。（補助金の交付決定等）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、本補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、区長は、当該交付の可否について、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により本補助金の交付を決定した者のうち、前条第3号及び第4号に係る申請者に対し、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金実績報告書（共同住宅に対する防犯設備の設置）（別記第4号様式の1）又は足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金実績報告書（その他物品）（別記第4号様式の2。以下「実績報告書」と総称する。）の提出を求めるものとする。

3 区長は、第1項の規定による本補助金の交付の決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

（実績報告書の提出）

第7条 前条第2項の規定により実績報告書の提出を求められた者は、当該防犯設備の設置に係る工事等の施工又は購入が完了したときは、速やかに、実績報告書に次の各号に掲げる補助対象の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、区長に提出しなければならない。

（1） 共同住宅に対する防犯設備の設置 次に掲げる書類

ア 防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し

イ その他区長が必要と認める書類

（2） 第3条第1項ただし書の規定により補助対象となる物品等 次に掲げる書類

ア 当該物品等の内容が分かるカタログ、図面、写真、その施工日又は購入日、支払金額、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し

イ その他区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 区長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、本補助金の額を確定するものとする。この場合において、区長は、確定した本補助金の額について、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により当該実績報告書を提出

した者に通知するものとする。

(補助金の交付時期及び交付方法)

第9条 区長は、第6条第1項の規定により本補助金の交付を決定した者のうち第5条第1号及び第2号に係る申請者、又は前条の規定により本補助金の額の確定をした者から、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付請求書兼口座振替依頼書(別記第6号様式)の提出を受けたときは、速やかに当該口座振替依頼書に記載された口座へ本補助金を振り込むものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 区長は、本補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定に付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により本補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(検査)

第12条 区長は、必要があると認めるときは、本補助金が交付された防犯設備等について検査を行い、又は申請者若しくは関係者への調査を行うことができる。

(交付申請の特例)

第13条 第5条の規定にかかわらず、本補助金の交付の申請は、電子情報処理組織(区の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則 (5足危危発第1222号 令和5年11月1日 区長決定)

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

付 則 (5足危危発第1313号 令和5年11月17日 区長決定)

1 この要綱は、決定の日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、施行日後の防犯設備の設置について適用し、施行日以前の防犯設備の設置については、なお従前の例による。

付 則 (6足危危発第138号 令和6年4月26日 区長決定)

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

住宅に対する防犯設備の設置

	補助対象項目	補助率	補助上限額	
	全般			
1	防犯カメラの設置 ※ 侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。	1/2	上限30,000円	
2	インターホン連携型防犯カメラ ※ 侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。	1/2	上限15,000円	
	侵入盗対策			
3	防犯フィルムの取付け又は交換（CPマークなし）	1/2	上限1,500円	
4	防犯フィルムの取付け又は交換（CPマークあり）		上限7,500円	
5	ガラス破壊センサーの取付け又は交換		上限1,500円	
6	センサー付きアラームの取付け又は交換		上限1,500円	
7	窓への補助錠の取付け又は交換		上限1,000円	
8	防犯ガラスへの交換		上限25,000円	
9	面格子の取付け又は交換		上限15,000円	
10	防犯性能の高い玄関錠の取付け又は交換		上限2,000円	
11	玄関補助錠の取付け又は交換		上限1,000円	
12	サムターンカバーの取付け又は交換		上限500円	
13	ガードプレートの取付け又は交換		上限1,000円	
14	ドアスコープカメラ		上限10,000円	
15	ドアチェーン		上限1,000円	
16	センサーライトの設置		上限5,000円	
17	防犯砂利		上限1,500円	
18	ネットランチャー		上限25,000円	
	特殊詐欺対策			
19	自動通話録音機		2/3	上限6,500円
20	自動通話録音機（65歳以上の者がいる世帯）	3/4	上限7,500円	
21	録画（静止画）機能付きインターホンの取付け又は交換	2/3	上限25,000円	
22	録画（静止画）機能付きインターホンの取付け又は交換（65歳以上の者がいる世帯）	3/4	上限30,000円	
23	録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換	2/3	上限60,000円	
24	録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換（65歳以上の者がいる世帯）	3/4	上限75,000円	
25	ナンバーディスプレイ付電話機	2/3	上限6,500円	
26	ナンバーディスプレイ付電話機（70歳以上の者がいる世帯）	3/4	上限7,500円	

注1 侵入盗対策及び特殊詐欺対策については、当該年度内にそれぞれ2項目までを対象とする。

注2 項目数の上限は、世帯を単位として計算する。

別表第2（第3条、第4条関係）

防犯物品の購入

	補助対象項目	補助率	補助上限額
	自転車盗難対策		
1	自転車シリンダー錠	2/3	上限600円
2	自転車ワイヤーロック		上限1,300円
3	自転車カゴカバー		上限1,300円
4	自転車カバー		上限2,000円
5	バッテリーロック		上限1,300円
6	ヘルメットホルダー		上限600円
7	アラームロック		上限1,300円
8	スマートロック		上限3,300円
	バイク盗難対策		
9	U字ロック	1/2	上限1,500円
10	チェーンロック		上限1,500円
11	ディスクロック		上限1,500円
12	ブレードロック		上限2,000円
13	バイクカバー		上限1,500円
	自動車盗難対策		
14	タイヤロック	1/2	上限2,000円
15	ハンドルロック		上限3,000円
16	ナンバープレート盗難防止用ネジ		上限1,000円
17	リレーアタック防止機能付きキーボックス		上限1,500円
18	車用防犯アラーム		上限5,000円
19	ペダルロック		上限5,000円
20	自動車カバー		上限3,000円

注 全ての項目のうち3項目まで、1項目につき1品までを対象とする。

別表第3（第3条、第4条関係）

共同住宅に対する防犯設備の設置

	補助対象	補助率	補助上限額
1	敷地内（駐輪場を除く。以下同じ。）への防犯カメラの設置（上限5台） ※ 建物の形状により5台を超えて設置することが相当と認められる場合はこの限りでない。 ※ 侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。	1/2	上限150,000円
2	駐輪場への防犯カメラの設置（上限5台） ※ 5台以上の設置が認められる場合はこの限りでない。 ※ 自転車盗対策に特化して駐輪場に設置したものに限る。	2/3	上限200,000円

注 敷地内への防犯カメラの設置については、共同住宅の出入口及びその敷地内の四隅で5台を上限とする。